知事メッセージ

　高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場、新型コロナウイルス感染症の拡大など、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しており、新たな消費者トラブルの発生が懸念されています。

また、令和４年４月から「民法」の成年年齢が引き下げられること、消費生活相談件数に占める６０歳以上の方の割合が４割程度と高くなっていることなどから、若年者や高齢者を中心に、あらゆる世代を対象とした消費者トラブルの未然防止・拡大防止に取り組んでいく必要があります。

こうした中、県では、新たに約１０年間の県政運営の道筋を示すビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」および２０２６年度を目標とする計画「みえ元気プラン」を策定し、県民の皆さんの安全・安心の確保、活力ある産業・地域づくり、共生社会の実現、未来を拓く人づくりに向け取り組みます。特に、暮らしの安全・安心の確保は喫緊の課題であり、「みえ元気プラン」の施策に「消費生活の安全確保」を掲げ、消費者行政を強力に推進してまいります。

具体的には、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、県消費生活センターが、県内消費者行政の中核センターとしての役割を継続して発揮するとともに、市町における相談体制の充実に向けた取組を支援していきます。

また、県民の皆さんが正しい知識を得て、消費者トラブルを回避し適切に行動できるよう、さまざまな主体と連携して、若年者や高齢者など世代に応じた消費者教育・啓発を実施するとともに、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、地域における見守り体制の構築を支援していきます。

消費生活相談窓口は、県およびお住いの市町にも設置されています。

「消費者ホットライン　１８８（いやや！）」で身近な相談窓口につながりますので、契約トラブル等でお困りの際は、一人で悩まず、ぜひご相談ください。

令和４年３月３１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県知事　　一見　勝之

※「強じんな美し国ビジョンみえ」および「みえ元気プラン」については、名称が変更になる場合があります。